

平成24年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組（概要）

平成25年5月22日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

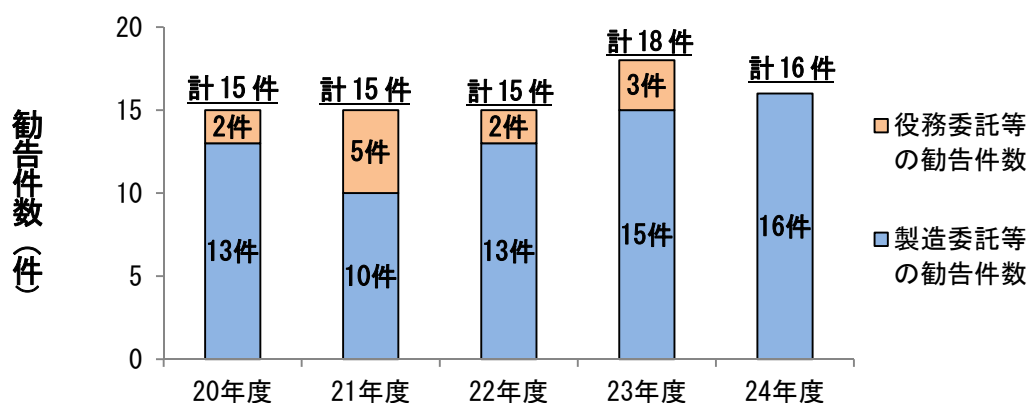
1 下請法違反行為に対する勧告等

(1) 平成24年度の勧告件数は16件。このうちの11件が卸・小売業者によるプライベートブランド商品等の製造委託に係るもの。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳は、下請代金の減額が15件、不当な経済上の利益の提供要請が5件、返品が3件、受領拒否が1件^(注)。

(注) 1件の勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるので、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

【勧告件数の推移】

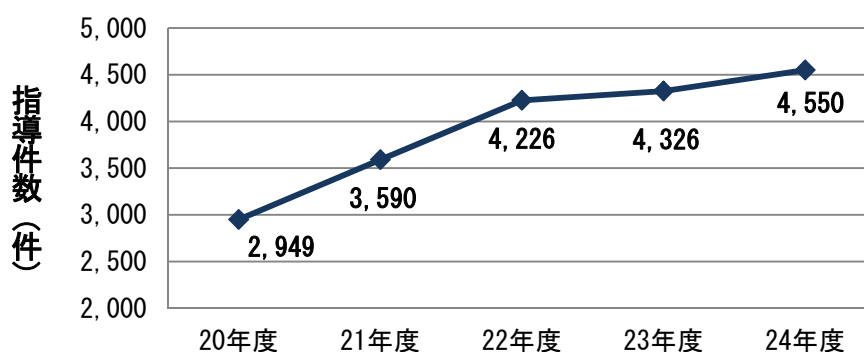


(注1) 各年度の勧告事件については参考資料2参照。

(注2) 「製造委託等」とは製造委託及び修理委託を、「役務委託等」とは情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

(2) 平成24年度の指導件数は過去最多の4,550件。

【指導件数の推移】



問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374 (直通) (主に、第1関係)

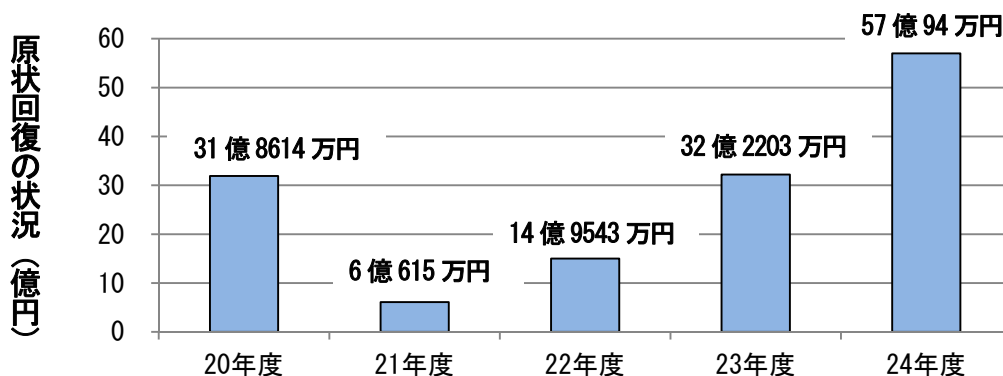
企業取引課 電話03-3581-3373 (直通) (主に、第2関係)

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

2 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成24年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者233名から、下請事業者9,821名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額57億94万円相当の原状回復が行われた（平成16年4月の改正下請法施行以降、最高額）。

【原状回復の状況の推移】



3 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとしている（平成20年12月17日公表）。

平成24年度において、このような取扱いを行った事案は3件であり、下請事業者119名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額3億3091万円相当の原状回復が行われた^(註)。

(注) 前記2記載の金額の内数である。

第2 企業間取引の公正化への取組

1 下請取引適正化推進月間の実施

(1) 概要

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

(2) キャンペーン標語の一般公募

平成24年度においては、キャンペーン標語の一般公募を行った結果、特選作品として、「下請法 知って守って 企業のモラル」を選定した。

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

毎年11月、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法遵守の徹底等について要請しているところ、平成24年度においては、約3万4千名（親事業者約33,100名及び事業者団体約650団体）に対し要請した。

2 下請法等に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。平成24年度においては、全国36会場で実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を全国各地で実施している。平成24年度においては、47都道府県61会場（うち公正取引委員会主催分25都道府県30会場）で実施した。

(3) 下請法応用講習会

下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。平成24年度においては、全国6会場で実施した。

(4) 業種別講習会

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制の違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的とする「業種別講習会」を実施している。平成24年度においては、合計32回（大規模小売業者等向け15回、物流事業者と取引のある荷主向け13回、ホテル・旅館向け2回、ソフトウェア業界向け2回）の講習会を実施した。

3 下請法等に係る相談・指導

(1) 相談・指導

平成24年度においては、下請法等に係る相談8,978件に対応した。

(2) 公取委による中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う相談会を実施している。平成24年度においては、全国27か所で実施した。

4 取引実態調査等

(1) ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査

ホテル・旅館に商品・サービスを納入・提供している事業者6,866名を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（5月16日）。

調査結果によると、ホテル・旅館によるディナーショーチケット等の商品・サービスの購入・利用要請は広く行われており、ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど、取引の実態いかんによっては、優越的地位の濫用につながり得る行為がみられた。

(2) 大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「優越ガイドライン」という。）において、優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている行為の状況について、大規模小売業者等822名及び納入業者10,000名を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（7月11日）。

調査結果によると、一部の大規模小売業者等において優越的地位の濫用につながり得る

行為がみられた。また、優越ガイドラインの認知度に関して、役職階層別にみると、「代表者・役員等」及び「部長・課長等の管理職」に比べて「購買部門の一般社員」における認知度が低くなっていた。

(3) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

荷主 7,704 名及び物流事業者 13,759 名を対象とする書面調査を実施した。

平成24年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組

平成25年5月22日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 下請法違反被疑事実に係る情報収集のための取組状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、次のとおり、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めてきている。

(1) 書面調査の実施（第1表参照）

資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者38,781名及び当該親事業者と取引のある下請事業者214,042名を対象に書面調査を実施した^(注)。

(注) 中小企業庁においても同規模の書面調査を実施している。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	親事業者調査（名）	下請事業者調査（名）
平成24年度	38,781	214,042
製造委託等	23,656	146,267
役務委託等	15,125	67,775
平成23年度	38,503	212,659
製造委託等	25,082	150,312
役務委託等	13,421	62,347
平成22年度	38,046	210,166
製造委託等	24,782	147,692
役務委託等	13,264	62,474

製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

また、下請事業者を対象とした書面調査の実施に際しては、情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること、定期的な書面調査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を採っていること及び下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を調査票に記載することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供することが特別なことで

はないことを理解してもらい、回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 申告関係

下請法違反被疑事実を申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないように、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を下請事業者向けの書面調査や下請事業者向けのパンフレットの配布等を通じ周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している（申告に基づく新規着手件数については第2表参照）。

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は4,870件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが4,819件、下請事業者等からの申告によるものが50件、中小企業庁長官からの措置請求によるものが1件である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件の処理件数は4,882件であり、このうち、4,566件について勧告又は指導の措置を講じている。

また、過去5年間における勧告件数及び指導件数の推移は、第1図及び第2図のとおりである。

(7) 勧告

勧告件数は16件であり、全て製造委託に係るものとなっている。このうち11件が衣料品、食料品等の卸・小売業者によるプライベートブランド商品等の製造委託に係るものであり、平成23年度に引き続き、卸・小売業者による製造委託に係る勧告の件数・割合が大きくなっている（平成23年度は、製造委託等に係る勧告15件のうち10件が卸・小売業者によるプライベートブランド商品等の製造委託に係るもの。）。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり（平成20年度以降の勧告事件については、参考資料2を参照）、勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が15件、不当な経済上の利益の提供要請が5件、返品が3件、受領拒否が1件である^(注)。

受領拒否事件では、当該違反行為が発注書面に納期の記載がなかったことに起因したものであったことから、原状回復に併せ、今後、納期を定め、発注書面に記載することを勧告において求めている。

(注) 1件の勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるので、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

(4) 指導

指導件数は4,550件であり、これは、昭和31年の下請法施行以降、過去最

多となっている。指導を行った主な事件の概要については別紙2のとおりである。

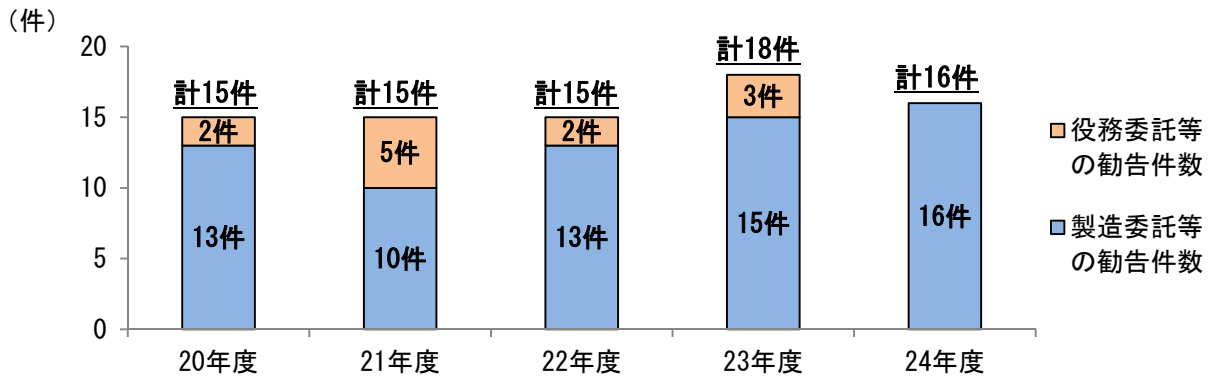
第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

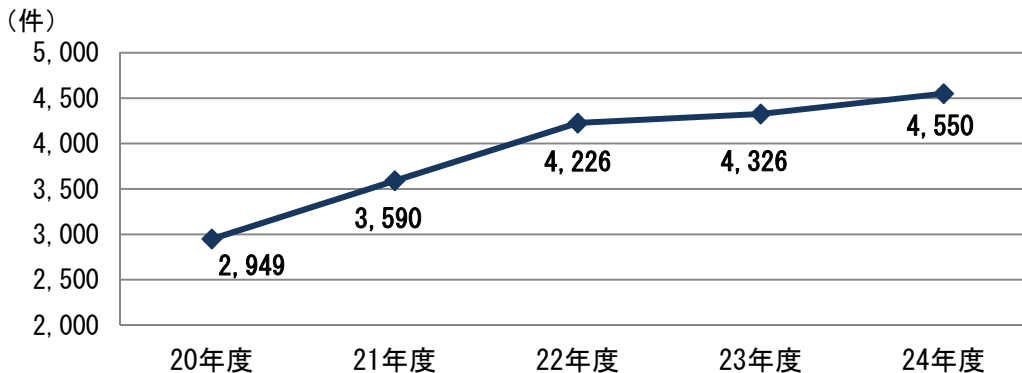
年 度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	措置			不問	計
					勧告 (注)	指導 (注)	小計		
平成24年度	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
製造委託等	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
役務委託等	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256
平成23年度	4,494	56	4	4,554	18	4,326	4,344	292	4,636
製造委託等	3,409	35	4	3,448	15	3,317	3,332	178	3,510
役務委託等	1,085	21	0	1,106	3	1,009	1,012	114	1,126
平成22年度	4,509	145	4	4,658	15	4,226	4,241	369	4,610
製造委託等	3,154	84	3	3,241	13	2,977	2,990	205	3,195
役務委託等	1,355	61	1	1,417	2	1,249	1,251	164	1,415

(注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

第1図 勧告件数の推移



第2図 指導件数の推移

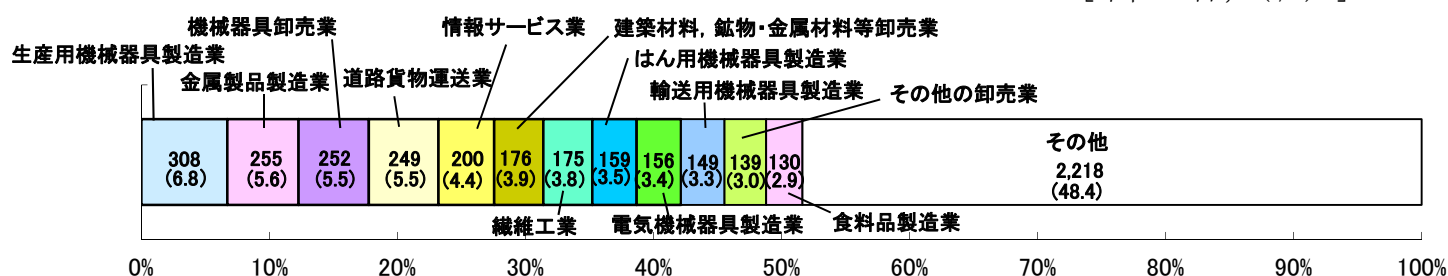


ウ 措置件数の業種別内訳

下請法違反事件に係る措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）を業種別にみると、生産用機械器具製造業の件数が最も多く（308件，6.8%），金属製品製造業（255件，5.6%），機械器具卸売業（252件，5.5%）がこれに続いている（第3図参照）。

第3図 措置件数（4,566件）の業種別内訳

[単位：件，（%）]



（注1）業種は，日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

（注2）（ ）内の数値は措置件数全体に占める比率である。

(2) 下請法違反行為の類型別件数（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると，発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が4,811件，親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が2,218件となっており，平成23年度に比べて，手続規定違反は283件の増加（6.3%増），実体規定違反は68件の減少（3.0%減）となっている。

イ 実体規定違反行為の類型別内訳としては，①下請代金の支払遅延が1,250件（実体規定違反行為の類型別件数の延べ合計の56.4%），②下請代金の減額が284件（同12.8%），③手形期間が120日（繊維業の場合は90日）を超える長期手形等の割引困難なおそれのある手形の交付（以下「割引困難手形」という。）が246件（同11.1%）等となっており，これらの3つの行為類型で全体の約8割を占めている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，(％)]

年 度	手 続 規 定			実 体 規 定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成24年度	3,987 (82.9)	824 (17.1)	4,811 (100)	61 (2.8)	1,250 (56.4)	284 (12.8)	44 (2.0)	98 (4.4)	72 (3.2)	56 (2.5)	246 (11.1)	57 (2.6)	50 (2.3)	0 (-)	2,218 (100)	7,029
製造委託等	3,069 (83.7)	596 (16.3)	3,665 (100)	49 (3.0)	804 (48.9)	234 (14.2)	40 (2.4)	86 (5.2)	51 (3.1)	55 (3.3)	233 (14.2)	54 (3.3)	38 (2.3)	0 (-)	1,644 (100)	5,309
役務委託等	918 (80.1)	228 (19.9)	1,146 (100)	12 (2.1)	446 (77.7)	50 (8.7)	4 (0.7)	12 (2.1)	21 (3.7)	1 (0.2)	13 (2.3)	3 (0.5)	12 (2.1)	0 (-)	574 (100)	1,720
平成23年度	3,813 (84.2)	715 (15.8)	4,528 (100)	38 (1.7)	1,328 (58.1)	189 (8.3)	34 (1.5)	166 (7.3)	86 (3.8)	45 (2.0)	280 (12.2)	52 (2.3)	68 (3.0)	0 (-)	2,286 (100)	6,814
製造委託等	3,010 (85.0)	531 (15.0)	3,541 (100)	31 (1.9)	840 (51.3)	156 (9.5)	31 (1.9)	132 (8.1)	51 (3.1)	44 (2.7)	264 (16.1)	40 (2.4)	47 (2.9)	0 (-)	1,636 (100)	5,177
役務委託等	803 (81.4)	184 (18.6)	987 (100)	7 (1.1)	488 (75.1)	33 (5.1)	3 (0.5)	34 (5.2)	35 (5.4)	1 (0.2)	16 (2.5)	12 (1.8)	21 (3.2)	0 (-)	650 (100)	1,637
平成22年度	3,833 (84.1)	724 (15.9)	4,557 (100)	8 (0.4)	1,281 (65.5)	176 (9.0)	9 (0.5)	93 (4.8)	59 (3.0)	20 (1.0)	224 (11.5)	47 (2.4)	38 (1.9)	0 (-)	1,955 (100)	6,512
製造委託等	2,765 (85.0)	489 (15.0)	3,254 (100)	8 (0.6)	809 (59.6)	136 (10.0)	9 (0.7)	67 (4.9)	40 (2.9)	20 (1.5)	205 (15.1)	36 (2.7)	28 (2.1)	0 (-)	1,358 (100)	4,612
役務委託等	1,068 (82.0)	235 (18.0)	1,303 (100)	0 (0.0)	472 (79.1)	40 (6.7)	0 (0.0)	26 (4.4)	19 (3.2)	0 (0.0)	19 (3.2)	11 (1.8)	10 (1.7)	0 (-)	597 (100)	1,900

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

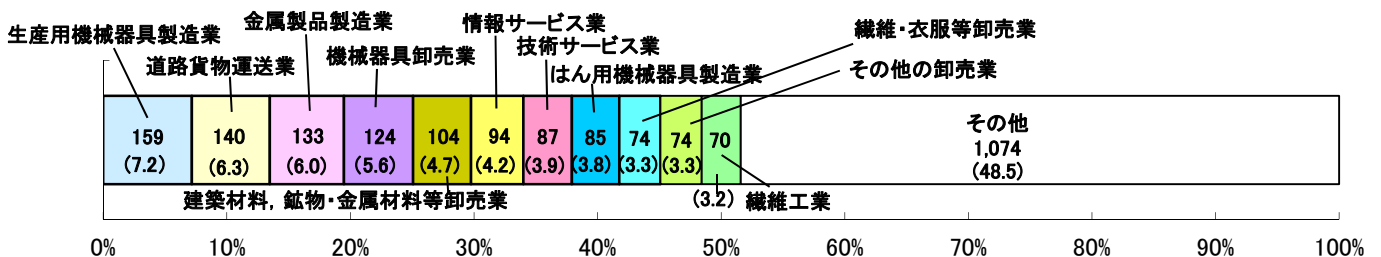
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反又は各実体規定違反の各小計の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

ウ 実体規定違反件数を業種別にみると、①生産用機械器具製造業が計159件(7.2%)、②道路貨物運送業が計140件(6.3%)、③金属製品製造業が計133件(6.0%)等となっている(参考資料1参照)。

第4図 実体規定違反件数(2,218件)の業種別内訳

[単位：件，(％)]



(注) ()内の数値は実体規定違反件数全体に占める比率である。

(3) 製造委託等に係る処理状況

製造委託等に係る措置件数は3,446件であり，平成23年度に比べて114件増加（3.4%増）した（第2表参照）。

ア 措置件数の業種別内訳

製造委託等における措置件数を業種別にみると，生産用機械器具製造業（308件）が最も多く，金属製品製造業（255件）及び機械器具卸売業（252件）がこれに続いている（第3図参照）。

イ 違反行為の類型別件数の比率

(7) 手続規定違反

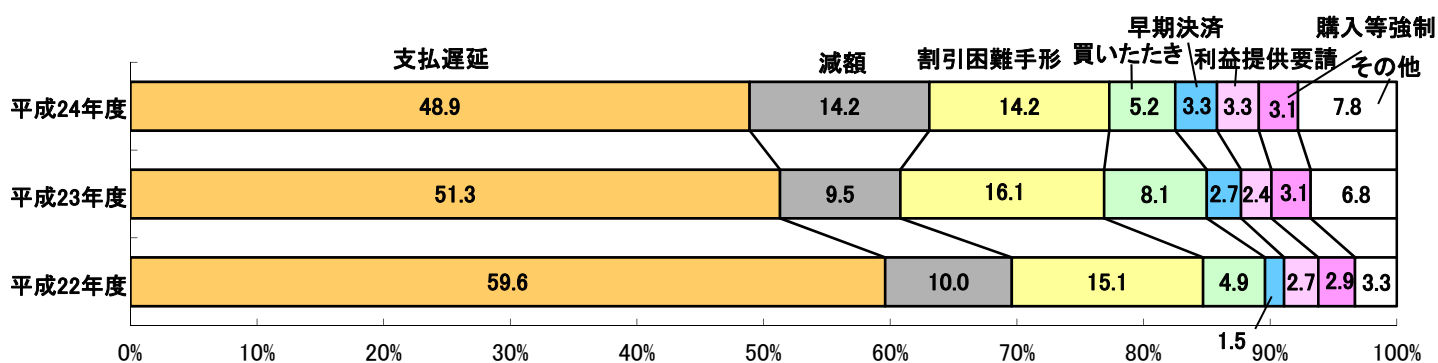
手続規定違反行為の類型別件数の比率をみると，書面交付義務違反が83.7%，書類保存義務違反の割合が16.3%となっている（第3表参照）。

(4) 実体規定違反

実体規定違反行為の類型別件数の比率をみると，下請代金の支払遅延（48.9%），下請代金の減額（14.2%），割引困難手形（14.2%）の順となっており，後記(4)の役務委託等に比べて下請代金の減額及び割引困難手形の違反の割合が高くなっている（第5図参照）。

第5図 製造委託等に係る実体規定違反行為の内訳

[単位：%]



(4) 役務委託等に係る処理状況

役務委託等に係る措置件数は1,120件であり，平成23年度に比べて108件増加（10.7%増）した（第2表参照）。

ア 措置件数の業種別内訳

役務委託等における措置件数を業種別にみると，道路貨物運送業（249件）が最も多く，情報サービス業（200件）がこれに続いている（第3図参照）。

イ 違反行為の類型別件数の比率

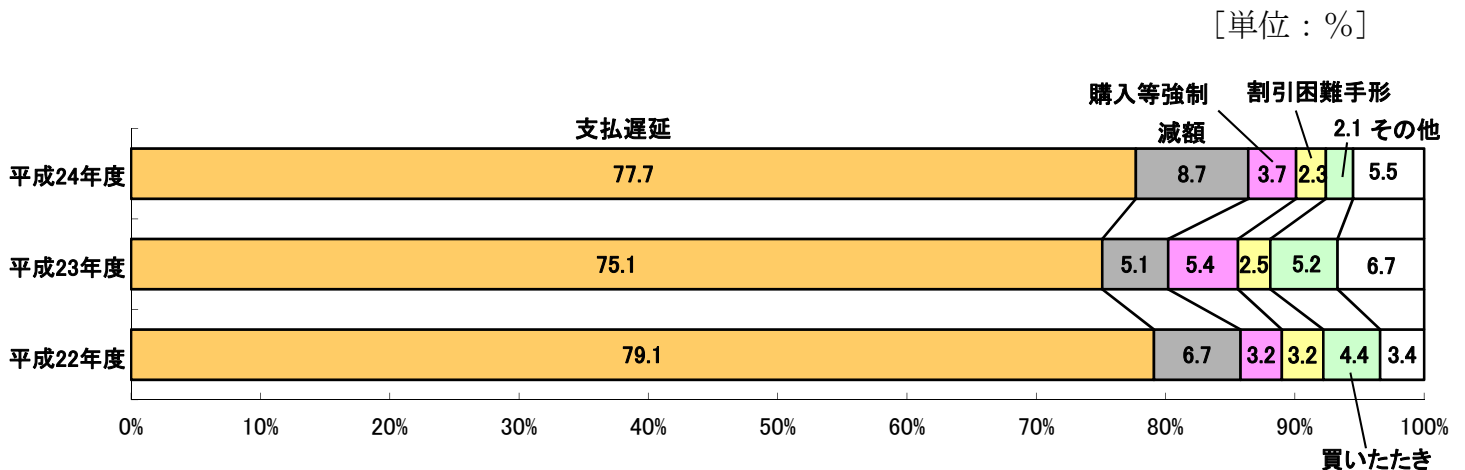
(7) 手続規定違反

手続規定違反行為の類型別件数の比率をみると，書面交付義務違反が80.1%，書類保存義務違反の割合が19.9%となっている（第3表参照）。

(4) 実体規定違反

実体規定違反行為の類型別件数の比率をみると、下請代金の支払遅延（77.7%）、下請代金の減額（8.7%）、購入等強制（3.7%）の順となっており、前記(3)の製造委託等に比べて下請代金の支払遅延の違反の割合がより高くなっている（第6図参照）。

第6図 役務委託等に係る実体規定違反行為の内訳



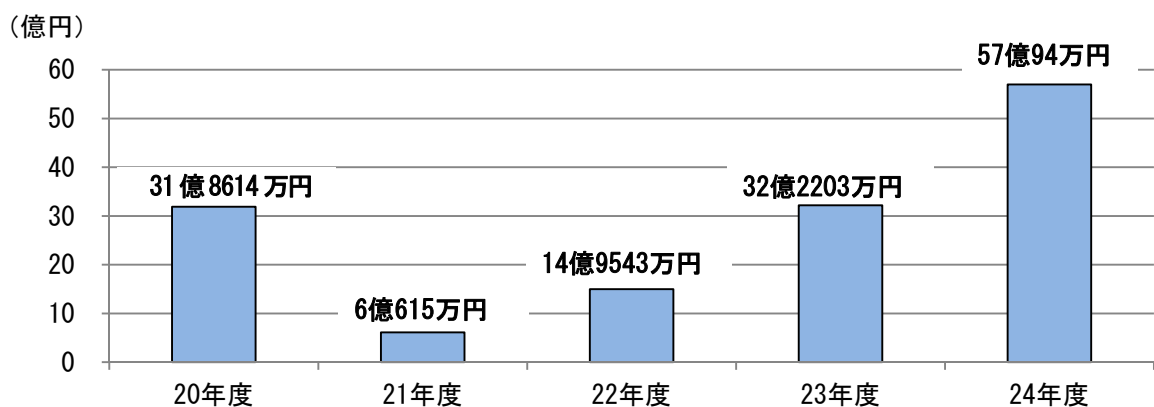
(5) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第4表～第8表参照）

平成24年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者233名から、下請事業者9,821名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額57億94万円相当の原状回復が行われ、これは、平成16年4月の改正下請法施行以降、最高額である。

また、過去5年間における原状回復の状況の推移は第7図のとおりである。

(注) 下表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない場合がある。

第7図 原状回復の状況の推移



ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者6,540名に対し、39億5548万円の減額分を返還した（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

項目 年度	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
平成24年度	120名	6,540名	39億5548万円
平成23年度	86名	6,391名	17億1417万円
平成22年度	98名	4,356名	10億3145万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者2,887名に対し、14億7296万円の遅延利息を支払った（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

項目 年度	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額
平成24年度	98名	2,887名	14億7296万円
平成23年度	78名	1,953名	1億6661万円
平成22年度	89名	3,420名	2億8238万円

ウ 返品事件においては、親事業者は、下請事業者124名から1億6728万円相当の商品を引き取った（第6表参照）。

第6表 返品事件における商品の引取り状況

項目 年度	引取りを行った 親事業者数	引取りを受けた 下請事業者数	引取りを行った 商品の年度総額
平成24年度	6名	124名	1億6728万円
平成23年度	4名	118名	12億4937万円
平成22年度	1名	3名	1億3985万円

エ 受領拒否事件においては、親事業者は、下請事業者88名から8608万円相当の商品を受領した（第7表参照）。

第7表 受領拒否事件における商品の受領状況

年度 \ 項目	受領した親事業者数	受領を受けた下請事業者数	受領した商品の年度総額
平成24年度	1名	88名	8608万円
平成23年度	2名	27名	4033万円

オ 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者は、下請事業者182名に対し、1912万円の利益提供分を返還した（第8表参照）。

第8表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の返還状況

年度 \ 項目	返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
平成24年度	8名	182名	1912万円
平成23年度	5名	70名	4906万円
平成22年度	1名	59名	4175万円

(6) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については、後記リンク先を参照。）。

平成24年度において、このような取扱いを行った事案は3件であり、下請事業者119名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額3億3091万円相当の原状回復が行われた^(注)。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h20/dec/081217.html>

(注) 前記(5)記載の金額の内数である。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成24年度の状況は次のとおりである。

1 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

(参考) 下請法コンプライアンスツール総合ページ

<http://www.jftc.go.jp/shitauke/scomp.html>

(1) 下請取引適正化推進講習会

中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を全国各地で実施している。

平成24年度においては、47都道府県61会場（うち公正取引委員会主催分25都道府県30会場）で実施した。

(2) キャンペーン標語の一般公募

平成24年度においては、下請取引適正化推進月間を一層効果的にPRすることを目的として、初の試みとして、キャンペーン標語の一般公募を実施した結果、特選作品として、「下請法 知って守って 企業のモラル」を選定した。

(3) バナーの作成

事業者や事業者団体のホームページ等に掲載いただき、下請取引適正化推進月間及び下請法を一層効果的にPRすることを目的として、新たにバナーを作成した。

<http://www.jftc.go.jp/shitauke/banner-download.html>

(4) 下請法遵守の要請文書の発出

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないように、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、連名の文書で要請している。

平成24年度においては、約3万4千名（親事業者約33,100名及び事業者団体約650団体）に対し、平成24年11月19日に要請を実施した。

2 下請法等に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成 24 年度においては、全国 36 会場で実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会（再掲）

中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を全国各地で実施している。

平成 24 年度においては、47 都道府県 61 会場（うち公正取引委員会主催分 25 都道府県 30 会場）で実施した。

(3) 下請法応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。

平成 24 年度においては、全国 6 会場で実施した。

(4) 業種別講習会

過去に下請法等の違反がみられた業種、各種実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成 24 年度においては、合計 32 回（大規模小売業者等向け 15 回、物流事業者と取引のある荷主向け 13 回、ホテル・旅館向け 2 回、ソフトウェア業界向け 2 回）の講習会を実施した。

このうち、物流事業者と取引のある荷主向けについては、初の試みとして、初心者向けに基礎的な説明を行う「基礎編」と、一定の知識を有する者を対象としてグループ討議などを行う「応用編」とに分けて実施することとし、平成 24 年度においては、基礎編を 11 回、応用編を 2 回実施した。

なお、近年、下請法における卸・小売業者によるプライベートブランド商品等の製造委託に係る勧告事件の件数・割合が大きくなっていることを踏まえ、大規模小売業者等向け講習会において、プライベートブランド商品等の製造委託に係る下請法上の問題について注意喚起を行った。

3 下請法等に係る相談・指導

(1) 相談・指導

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 24 年度においては、8,978 件に対応した。

(2) 公取委による中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「公取委による中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 24 年度においては、全国 27 か所で実施した。

また、移動相談会の実施を呼び掛けるリーフレットを作成し、ホームページに掲載した。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/121001idou.pdf>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。

平成 24 年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布、相談業務に従事する経営指導員向けの研修会への講師の派遣等を行った。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の的確な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 25 年 3 月末時点の下請取引等改善協力委員（定員）は 153 名である。

平成 24 年度においては、7 月から 9 月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要については下記リンク先の別紙 3 のとおりである。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h24/oct/121024.files/121024.pdf>

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

また、優越的地位の濫用規制の概要を紹介する動画だけでなく、下請法の概要を紹介する動画を新たに作成し、ホームページ上に掲載した。

平成 24 年度においては、事業者団体等へ 51 回講師を派遣するとともに、下請法等に係るパンフレット、DVD等の資料を提供した。

6 取引実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処して

いるほか、企業間取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発等に活用している。

(1) ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査

公正取引委員会は、ホテル・旅館に商品・サービスを納入・提供している事業者 6,866 名を対象とする実態調査を実施し、平成 24 年 5 月 16 日に「ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査報告書」を公表した（詳細については、後記リンク先を参照）。

調査結果によると、ホテル・旅館によるディナーショーチケット等の商品・サービスの購入・利用要請は広く行われており、ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど、取引の実態いかんによっては、優越的地位の濫用につながり得る行為を行っているホテル・旅館が相当数存在すると考えられることから、ホテル・旅館に対して、こういった行為を行っていないかどうかを早急に確認し、自主的に改善を図る必要があること等を指摘した。

調査結果を踏まえ、ホテル・旅館が優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、改めて「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「優越ガイドライン」という。）等の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、ホテル・旅館と納入業者との取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、ホテル・旅館向けの業種別講習会を実施した。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h24/may/120516_2.files/120516hontai.pdf

(2) 大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査

公正取引委員会は、優越ガイドラインにおいて、優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている行為の実態について確認し、今後の適切な法運用に資するため、大規模小売業者等（売上高 70 億円以上）822 名及び納入業者 10,000 名を対象とする実態調査を実施し、平成 24 年 7 月 11 日に「大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査報告書」を公表した（詳細については、後記リンク先を参照）。

調査結果によると、一部の大規模小売業者等において優越的地位の濫用につながり得る行為がみられた。また、優越ガイドラインの認知度に関して、売上高の規模別にみると、100 億円以上の大規模小売業者等に比べて 100 億円未満の大規模小売業者等における認知度が低く、役職階層別にみると、売上高の規模にかかわらず、「代表者・役員等」及び「部長・課長等の管理職」に比べて「購買部門の一般社員」における認知度が低くなっていた。

調査結果を踏まえ、大規模小売業者等が優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに

に、改めて優越ガイドライン等の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、大規模小売業者等と納入業者との取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、特に購買部門の一般社員を対象に、大規模小売業者等向けの業種別講習会を実施した。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h24/jul/120711.files/12071101-hontai.pdf>

(3) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成24年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主7,704名及び物流事業者13,759名を対象とする書面調査を実施した。

また、荷主と物流事業者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止を図るため、物流事業者と取引のある荷主向けの業種別講習会を実施した。

(4) 大規模小売業者等と納入業者との取引に関する緊急調査

今後、消費税の引上げが予定されているところ、既に消費税率の引上げを見据えて、大規模小売業者による納入業者に対する買ったたき等の行為が生じているとの懸念が寄せられている。

公正取引委員会は、大規模小売業者等による違反行為の早期発見・是正を図るため、大規模小売業者等2,000名及び納入業者50,000名を対象とする書面調査を実施しているところである。

平成24年度における勧告事件

①(株)コナカに対する件 (平成24年4月24日)	
親事業者	(株)コナカ
事業内容	紳士服等の小売業
下請取引の内容	紳士服等の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】 「値引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成21年10月～平成22年11月)。
減額金額	下請事業者10名に対し、総額3073万6907円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件
②(株)ブルーベルに対する件 (平成24年4月27日)	
親事業者	(株)ブルーベル
事業内容	婦人服の卸売業及び小売業
下請取引の内容	婦人服の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】 「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成22年9月～平成23年12月)。
減額金額	下請事業者49名に対し、総額5447万3654円
③(株)マーナに対する件 (平成24年5月11日)	
親事業者	(株)マーナ
事業内容	家庭用品の製造業
下請取引の内容	家庭用品等の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】 「事務手数料等」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成22年6月～平成24年1月)。
減額金額	下請事業者16名に対し、総額2288万7807円
④生活協同組合コープさっぽろに対する件 (平成24年6月22日)	
親事業者	生活協同組合コープさっぽろ
事業内容	食料品等の小売業
下請取引の内容	食料品等の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】 ア 「月次リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成22年9月～平成24年3月)。 イ 「年次リベート」として、下請代金の額の6か月ごとの合

	計額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月、平成23年3月及び同年9月）。
減額金額	下請事業者8名に対し、総額2837万9880円

⑤アイリスオーヤマ(株)に対する件（平成24年6月29日）	
親事業者	アイリスオーヤマ(株)
事業内容	日用品、園芸用品、ペット用品等の製造業
下請取引の内容	日用品、園芸用品、ペット用品等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>ア 現金払に伴う手数料として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年10月～平成23年10月）。</p> <p>イ 下請事業者からの請求書に基づき下請代金を支払うこととしていたところ、「未請求取消」として、下請代金の額のうち、下請事業者がアイリスオーヤマに1年間請求しない下請代金相当額（納入数量の誤りによる過少請求等）を支払っていなかった（平成22年11月～平成23年10月）。</p> <p>ウ 「協賛値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成23年4月～同年6月）。</p>
減額金額	下請事業者36名に対し、総額1977万3581円 【勧告前に返還済み】

⑥(株)ジュニアに対する件（平成24年7月20日）	
親事業者	(株)ジュニア
事業内容	婦人服等の小売業
下請取引の内容	婦人服等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>「歩引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年10月～平成23年10月）。</p>
減額金額	下請事業者55名に対し、総額1500万8485円

⑦(株)ライトオンに対する件（平成24年9月7日）	
親事業者	(株)ライトオン
事業内容	衣料品等の小売業
下請取引の内容	衣料品等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>①【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>ア 「リベート」として、下請代金の額の1年間の合計額が一定額以上となった場合に、当該合計額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月）。</p> <p>イ 「値引き」として、自社の店頭販売価格を引き下げるこ</p>

	<p>ととした商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年8月～平成23年2月）。</p> <p>②【返品（第4条第1項第4号）】 下請事業者の製造した商品を受領した後、販売期間が終了した際の在庫商品を引き取らせていた（平成22年9月～平成23年7月）。</p> <p>③【不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）】 前記②の返品を行うに当たり、返品に係る送料を提供させていた（平成22年9月～平成23年7月）。</p>
①減額金額	①下請事業者7名に対し、総額1621万3730円 【勧告前に返還済み】
②返品相当金額	②下請事業者11名に対し、総額1億2364万2360円 【勧告前に返品した商品を引取り済み】
③利益提供金額	③下請事業者8名に対し、総額279万5700円 【勧告前に返還済み】

⑧(株)パレモに対する件（平成24年9月20日）	
親事業者	(株)パレモ
事業内容	婦人服等の小売業
下請取引の内容	婦人服等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>①【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 ア 「値引」等として、自社の店頭販売価格を引き下げることとした商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年6月～平成23年5月）。 イ 「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年6月～平成23年6月）。</p> <p>②【不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）】 無償で発注データの入力作業を行わせていた（平成22年6月～平成24年2月）。</p>
①減額金額	①下請事業者10名に対し、総額2327万2972円 【勧告前に返還済み】
②利益提供金額	②下請事業者11名に対し、総額539万1750円

⑨(株)ニッセンに対する件（平成24年9月21日）	
親事業者	(株)ニッセン
事業内容	衣料品、家具、雑貨等の小売業（通信販売業）
下請取引の内容	衣料品、家具、雑貨等の製造
違反行為の概要（期間）	①【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「事務手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月～平成24年1月）。

	<p>②【返品（第4条第1項第4号）】 下請事業者の製造した商品を受領した後、販売期間が終了した際の在庫商品又は受領後6か月を経過した商品を引き取らせていた（平成22年8月～平成24年5月）。</p> <p>③【不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）】 前記②に記載の受領後6か月を経過した商品の返品を行うに当たり、返品に係る送料を提供させていた（平成22年8月～平成24年5月）。</p>
①減額金額	①下請事業者133名に対し、総額1410万8202円 【勧告前に返還済み】
②返品相当金額	②下請事業者102名に対し、総額2841万799円
③利益提供金額	③下請事業者75名に対し、総額40万5600円

⑩日本生活協同組合連合会に対する件（平成24年9月25日）	
親事業者	日本生活協同組合連合会
事業内容	会員たる消費生活協同組合等に対する商品の供給事業
下請取引の内容	食料品等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>①【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>ア 「エリアバイイング」として、会員に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月～平成24年6月）。</p> <p>イ 「全国条件販促企画条件」として、下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額又は会員に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月～平成24年5月）。</p> <p>ウ 「仕入割戻し」として、下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額又は下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月～平成24年5月）。</p> <p>エ 「新発売・リニューアル・追加供促企画条件」として、下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額又は会員に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月～平成24年2月）。</p> <p>オ 「生産支援情報」として、会員に対する納入数量を記載した書面のファクシミリによる送信枚数に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月～平成24年4月）。</p> <p>カ 「販促ツール作成費用」として、一定額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月～平成24年4月）。</p> <p>キ 「販促コンテスト協賛費用」として、一定額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月～平成23年11月）。</p> <p>②【返品（第4条第1項第4号）】</p>

	<p>下請事業者の製造した商品を受領した後、会員による販売期間が終了した際の在庫商品を引き取らせていた（平成22年9月～平成23年10月）。</p> <p>③【不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）】 「商品の組合員テスト費用」として、一定額を提供させていた（平成22年9月～平成24年4月）。</p>
①減額金額	①下請事業者449名に対し、総額25億6331万7863円 【勧告前に返還済み】
②返品相当金額	②下請事業者6名に対し、総額484万4920円 【勧告前に返品した商品を引取り済み】
③利益提供金額	③下請事業者24名に対し、総額262万1889円 【勧告前に返還済み】
その他の違反行為	<p>【下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）】</p> <p>○一部の商品を除き、毎月20日納品締切、締切後40日から120日後にそれぞれ下請代金を支払う支払制度を採っていたため、下請事業者の製造した商品を受領してから60日以内に下請代金を支払っておらず、支払遅延が生じていた（平成22年9月～平成24年7月）ことから、指導を行った。</p> <p>○遅延利息金額 下請事業者452名に対し、総額13億2334万9755円 【指導前に支払遅延を解消し、遅延利息を支払済み】</p>

⑪藤久株に対する件（平成24年11月12日）	
親事業者	藤久株
事業内容	手芸用品、生活雑貨等の小売業
下請取引の内容	手芸用品、生活雑貨等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>ア 「仕入割引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年6月～平成24年2月）。</p> <p>イ 「仕入値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年6月～平成24年5月）。</p> <p>ウ 「新規開設店販促協賛金」として、一定額を下請代金の額から減じていた（平成22年6月～平成24年1月）。</p> <p>エ 「タイアップ本発刊に伴う販促協賛金」として、一定額を下請代金の額から減じていた（平成22年10月～平成24年5月）。</p> <p>オ 「手配りチラシによる販促協賛金」として、一定額を下請代金の額から減じていた（平成22年8月～平成24年3月）。</p> <p>カ 「販促協賛金」として、下請代金の額の6か月ごとの合計額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた</p>

	(平成22年8月～平成24年4月)。
減額金額	下請事業者78名に対し、総額7414万6867円 【勧告前に返還済み】

⑫フジモリ産業(株)に対する件 (平成24年12月14日)	
親事業者	フジモリ産業(株)
事業内容	設備資材(空調ダクト材、設備排水パイプ等)、化成品(液体容器用キャップ、フィルム等)等の卸売業
下請取引の内容	設備資材、化成品等の製造
違反行為の概要(期間)	【下請代金の減額(第4条第1項第3号)】 「金利引振込」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた(平成23年5月～平成24年9月)。
減額金額	下請事業者15名に対し、総額1513万6963円

⑬(株)サンゲツに対する件 (平成25年2月12日)	
親事業者	(株)サンゲツ
事業内容	壁紙、床材、カーテン等の卸売業
下請取引の内容	壁紙、床材、カーテン等の製造
違反行為の概要(期間)	①【下請代金の減額(第4条第1項第3号)】 ア 「見本帳協力金」として、見本帳に貼付した分の壁紙、床材、カーテン等(以下「インテリア製品」という。)に係る下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた(平成22年9月～平成24年1月)。 イ 単価の引下げの合意日前に発注したインテリア製品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を減じていた(平成22年9月～平成24年1月)。 ウ 「単価協力」として、納入価格の引下げの対象としたインテリア製品の納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた(平成22年9月～平成23年4月)。 ②【不当な経済上の利益の提供要請(第4条第2項第3号)】 自社のショールームに展示するためのインテリア製品を無償で提供させていた(平成23年3月～平成24年5月)。
①減額金額	①下請事業者63名に対し、総額5億5701万481円 【勧告前に返還済み】
②利益提供金額	②下請事業者38名に対し、総額478万2722円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件
その他の違反行為	【受領拒否(第4条第1項第1号)】 下請事業者との間で、下請事業者が製造を完了したインテリア製

	<p>品を保管させ、必要となる都度、インテリア製品の納品を指示して下請事業者からの給付を受領する「仕切り出荷」の方法を採ることにより、サンゲツが、下請事業者がインテリア製品の製造を完了すべき期日として定めた「納期」又は「仕上日」に、下請事業者が製造を完了したインテリア製品の一部を受領していなかったことから、指導を行った。</p> <p>【指導前に未受領となっていたインテリア製品を受領し、「仕切り出荷」を取りやめ】</p>
--	--

⑭(株)TBKに対する件 (平成25年2月26日)	
親事業者	(株)TBK
事業内容	トラック、バス等のブレーキ等の製造業
下請取引の内容	トラック、バス等のブレーキ等の部品の製造
違反行為の概要 (期間)	<p>【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】</p> <p>ア 不合格品が発生したことによりして経理処理することにより、一定額を下請代金の額から減じていた (平成22年9月～平成23年9月)。</p> <p>イ 単価の引下げの合意日前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を減じていた。</p>
減額金額	下請事業者59名に対し、総額3641万2290円 【勧告前に返還済み】

⑮(株)山櫻に対する件 (平成25年2月27日)	
親事業者	(株)山櫻
事業内容	事務用封筒、名刺用台紙等の製造業
下請取引の内容	事務用封筒、名刺用台紙等の製造
違反行為の概要 (期間)	<p>【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】</p> <p>「販売協力金」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた (平成23年6月～平成24年5月)。</p>
減額金額	下請事業者16名に対し、総額3507万349円 【勧告前に返還済み】

⑯(株)フェリシモに対する件 (平成25年3月29日)	
親事業者	(株)フェリシモ
事業内容	衣料品、雑貨等の小売業 (通信販売業)
下請取引の内容	衣料品、雑貨等の製造
違反行為の概要	<p>【受領拒否 (第4条第1項第1号)】</p> <p>発注書面に納期を記載せず、発注時まで、下請事業者の製</p>

	造した商品を受領する期間として「納品期間」を口頭等の方法により伝え、顧客からの受注状況に応じて、自社が必要とする都度、下請事業者に納品を指示して、当該下請事業者の製造した商品を受領する方法を採ることにより、「納品期間」の末日を経過しているにもかかわらず、当該下請事業者の製造した商品の一部を受領していない。
受領拒否相当金額	下請事業者88名に対し、総額8608万2291円（平成25年3月1日現在）

* 以上の勧告事件の詳細については、こちらに掲載。
<http://www.jftc.go.jp/shitauke/index.html>

平成 24 年度における主な指導事件

第 1 製造委託等

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

業 種 ^(注)	違反行為の概要
各種商品小売業	衣料品等の製造を下請事業者に委託している A 社は、販売予想に見込み違いが生じたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領していなかった。

(注)「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

業 種	違反行為の概要
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	鉄鋼製品等の加工を下請事業者に委託している B 社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、締切後 150 日後現金支払」（期日現金払）等の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
機械器具卸売業	電化製品の修理を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者に対し、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
織物・衣服・身の回り品小売業	婦人服の製造を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者に対し、下請代金の一部を翌月以降に繰り延べて支払うことにより、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

業 種	違反行為の概要
繊維・衣服等卸売業	カーテン等の製造を下請事業者に委託している E 社は、下請事業者に対し、「歩引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	電設資材等の製造を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者に対し、「現金リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

業 種	違反行為の概要
輸送用機械器具 製造業	船舶部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、新単価の合意日前に発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。

4 返品（第4条第1項第4号）

業 種	違反行為の概要
協同組合	農業用資材の製造を委託しているH協同組合は、販売先から発注の取消しがあったことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品していた。
織物・衣服・身の回り品小売業	婦人服の製造を下請事業者に委託しているI社は、販売時期が終了したことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品していた。

5 買ったたき（第4条第1項第5号）

業 種	違反行為の概要
輸送用機械器具 製造業	機械部品の加工を下請事業者に委託しているJ社は、多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積単価を少量しか発注しない場合の単価として下請代金の額を定めていた。
生産用機械器具 製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているK社は、自社の顧客からの納期の短縮要請により、下請事業者に見積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

6 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業 種	違反行為の概要
印刷・同関連業	印刷物の製造を下請事業者に委託しているL社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の取引先が販売する催事のチケット等を購入させていた。

7 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

業種	違反行為の概要
飲食料品卸売業	食料品の製造を委託しているM社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

8 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業種	違反行為の概要
食料品製造業	麺類の製造を下請事業者へ委託しているN社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（125日）手形を交付していた。
繊維・衣服等卸売業	衣料品の製造を下請事業者へ委託しているO社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える（120日）手形を交付していた。

9 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

業種	違反行為の概要
輸送用機械器具製造業	自動車用部品の製造を下請事業者へ委託しているP社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

10 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第4条第2項第4号）

業種	違反行為の概要
電気機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者へ委託しているQ社は、下請事業者に対し、取引先からの発注内容が変更されたことを理由に給付内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用を負担させていた。

第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種	違反行為の概要
技術サービス業	建築設備の設計の業務を下請事業者に委託しているa社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
機械器具小売業	家庭用エアコンのクリーニング業務を下請事業者に委託しているb社は、下請事業者に対し、「毎月末日作業完了締切、翌月25日支払」の支払制度を採っているが、下請事業者が実際に役務の提供を完了した日の記録を変更し、翌月末日作業完了締切分に繰り越すことにより、下請事業者が役務を提供しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
放送業	テレビ番組の制作を下請事業者に委託しているc社は、下請事業者に対し、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	違反行為の概要
水運業	貨物の運送を下請事業者に委託しているd社は、下請事業者に対し、「支払調整」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
情報サービス業	ソフトウェアの開発を下請事業者に委託しているe社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払った振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

業種	違反行為の概要
はん用機械器具製造業	エレベータの保守点検等の業務を下請事業者に委託しているf社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に価格を通知することにより、下請代金の額を定めていた。
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているg社は、従来の単価から一律に一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

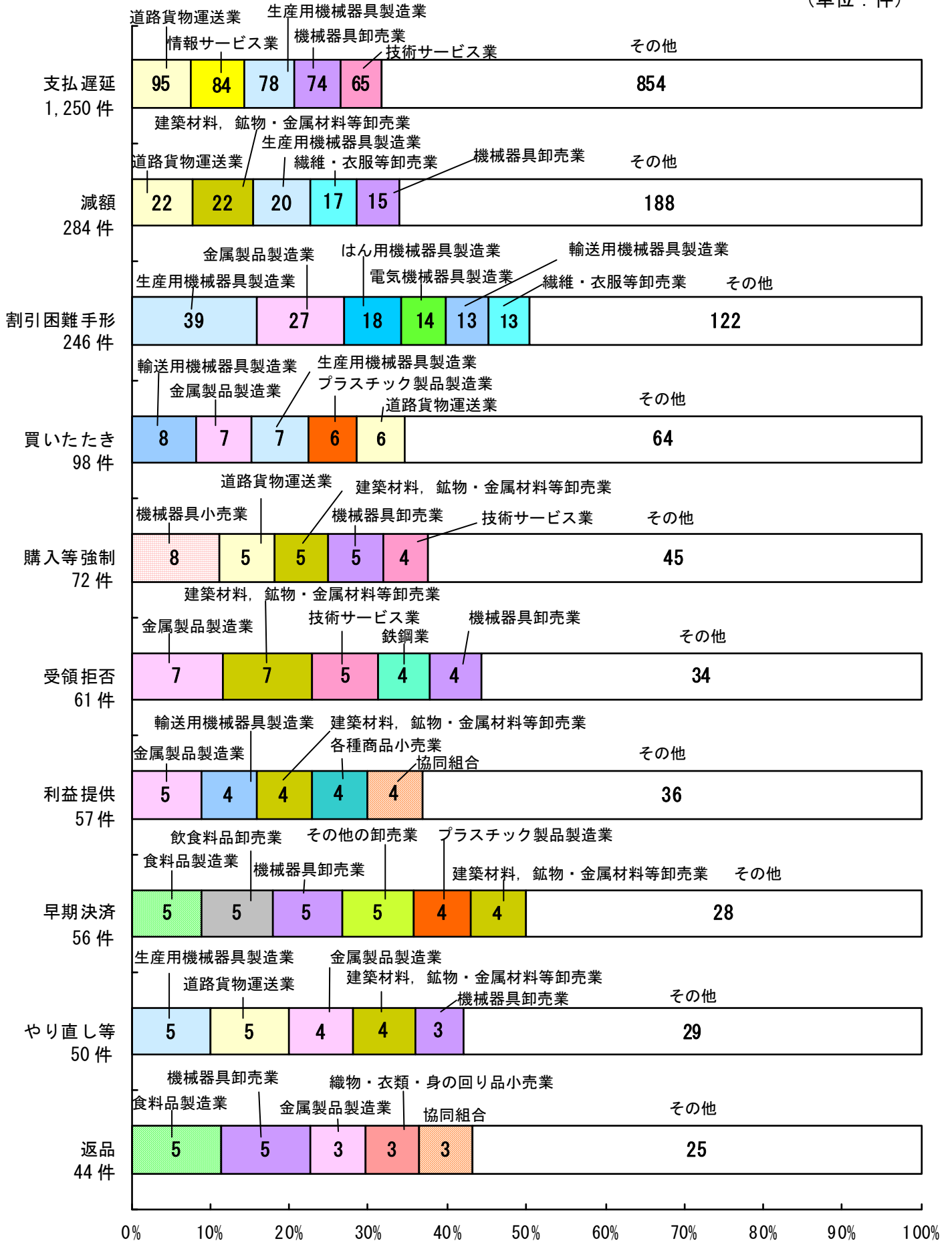
業種	違反行為の概要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているh社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する食料品を購入させていた。
その他の事業サービス業	ビル等の清掃を下請事業者に委託しているi社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する食料品を購入させ、又は、自社が提供する掃除用具のレンタルサービスを利用させていた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業種	違反行為の概要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているj社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（125日）手形を交付していた。

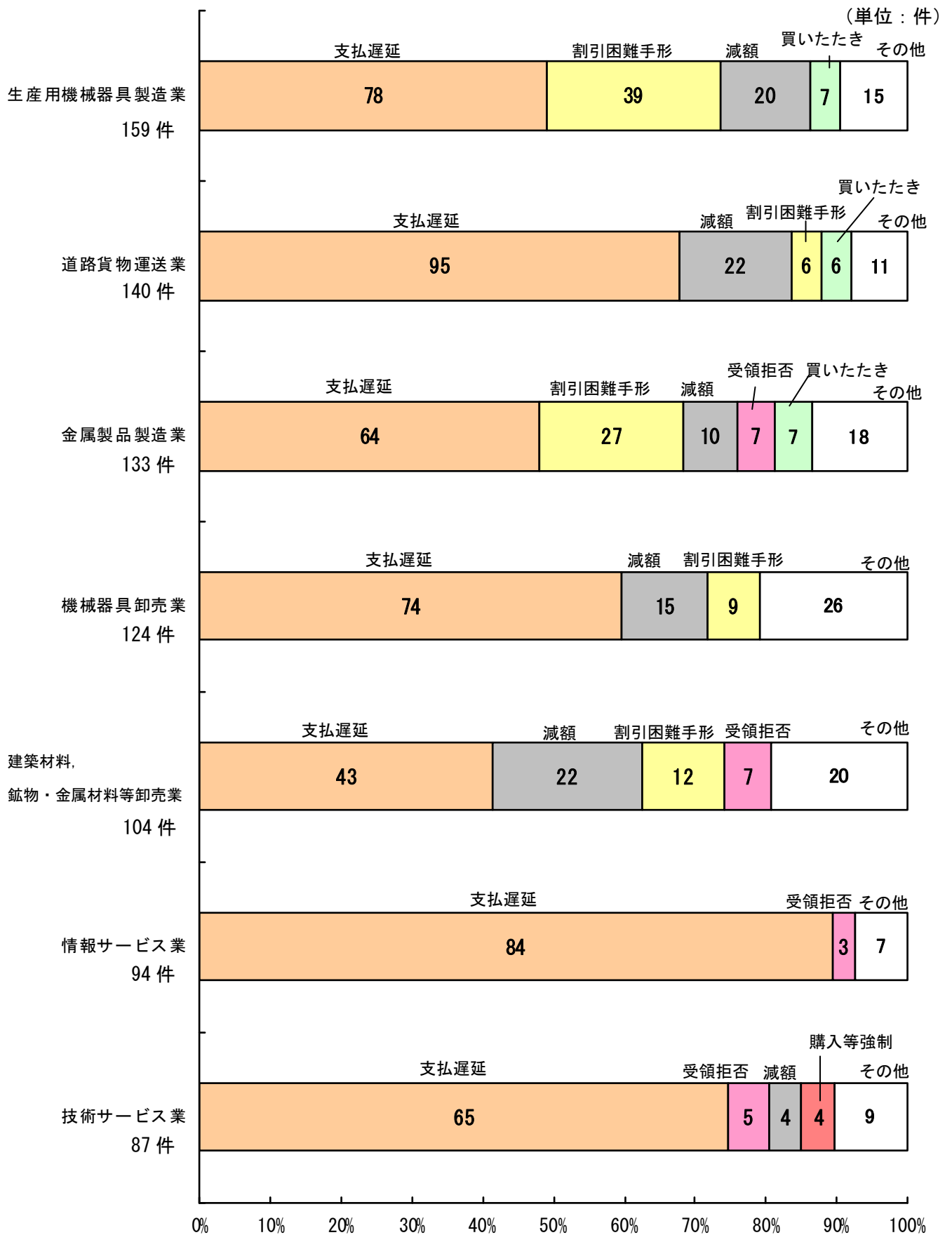
図 1 行為類型別の実体規定違反（2, 218件）の業種別件数

（単位：件）



（注）「その他」は、各類型別に記載している業種以外の業種の件数を合計したものである。

図2 実体規定違反の多い業種における実体規定違反の行為類型別件数



(注)「その他」は、各業種別に記載している違反行為類型以外の違反行為類型の件数を合計したものである。

下請法違反勧告事件一覧(平成20年4月1日以降)

年度-No.	関係人	分野	勧告年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
					対象下請事業者数(名)	減額金額(円)	対象下請事業者数(名)	金額(円)
20- 1	㈱松風屋	製造	H20.4.2	減額(仕入歩引等)	156	69,241,789		
20- 2	㈱ミカド【措置請求】	製造	H20.4.9	減額(販売協力金等)	39	39,954,238		
20- 3	九州産交運輸㈱	役務	H20.4.17	購入強制(注3)			241	24,691,440
20- 4	㈱井関松山製造所	製造	H20.5.16	減額(コストダウン協力金)	52	1,022,475,040		
	14				69,226,983			
	1				525,000			
20- 5	㈱ニトリ	製造	H20.6.17	減額(割戻金)	71	329,456,054		
20- 6	マツダ㈱	製造	H20.6.27	減額(遡及値引)	58	778,639,485		
20- 7	ユニット㈱	製造 情報	H20.10.29	減額(分引)	37	41,551,505		
20- 8	㈱エーワンパッケージ	製造	H20.11.6	減額(協力値引等, 振込手数料)	34	11,037,999		
20- 9	西日本車体工業㈱【措置請求】	製造	H20.12.11	減額(一括値引)	6	13,587,634		
20- 10	クミ化成㈱	製造	H20.12.18	減額(一時金)	30	28,776,923		
20- 11	㈱アクタス	製造	H20.12.25	減額(協賛金)	31	19,301,887		
20- 12	マドラス㈱【措置請求】	製造 修理	H21.2.2	減額(物流及び情報システム使用料)	68	27,681,545		
20- 13	フットワークエクスプレス㈱	役務	H21.2.5	減額(手数料)	670	518,107,572		
20- 14	㈱阪急阪神百貨店	製造	H21.2.25	減額(物品販売取止めに伴う代金削減)	11	111,724,032		
20- 15	㈱アサヒペン【措置請求】	製造	H21.3.25	減額(割引料)	53	41,387,392		
21- 1	㈱ゼロ	役務 修理	H21.4.16	減額(原価低減等)	28	33,477,511		
21- 2	㈱ダイゾー【措置請求】	製造	H21.4.21	減額(販売奨励金等)	5	76,260,558		
21- 3	㈱マルハニチロ食品	製造	H21.4.24	減額(協賛金等) 不当な経済上の利益の提供要請(販売 対策協力金等)(注3)	19	19,668,979	22	17,095,550
21- 4	㈱不二工機	製造	H21.6.23	減額(原価低減)	3	13,127,565		
21- 5	東光商事㈱	製造	H21.6.24	減額(歩引き)	104	24,161,351		
21- 6	ニチュウ物流㈱	役務	H21.6.30	減額(取扱手数料)	6	16,737,291		
21- 7	市田㈱	製造	H21.8.6	減額(仕入値引等, 金利引)	92	56,866,934		
21- 8	㈱大仙	製造 情報 役務	H21.8.7	減額(値引)	71	21,294,627		
21- 9	㈱キング	製造	H21.10.21	減額(歩引)	69	25,556,089		
21- 10	㈱アスコン	情報 製造	H21.12.15	減額(決算協力値引き等, 金利引)	27	10,995,429		
21- 11	コイズミ物流㈱【措置請求】	役務	H22.1.27	減額(取扱手数料)	30	37,151,656		
21- 12	諸星運輸㈱	役務	H22.1.27	減額(値引き等)	3	17,832,868		
21- 13	丸眞㈱	製造	H22.1.29	減額(歩引, 金利引)	15	17,934,880		
21- 14	㈱とりせん	製造	H22.2.2	減額(仕入割戻金等)	32	10,666,388		
21- 15	ルビコンエンジニアリング㈱	製造	H22.3.24	減額(協力値引き等)	27	10,867,771		
22- 1	日産サービスセンター㈱【措置請求】	役務 修理	H22.4.16	減額(レス等)	35	23,653,822		
22- 2	日本エース㈱	製造	H22.4.21	減額(支払加工料値引)	47	13,259,887		
22- 3	㈱ハンズマン	製造	H22.4.22	減額(早期決済奨励金等)	14	10,249,880		
22- 4	㈱ユニオン	製造	H22.9.27	減額(歩引)	125	32,330,891		
22- 5	㈱ハニーズ【措置請求】	製造	H22.9.28	減額(各店商品振分け等)	115	136,182,776		
22- 6	㈱エスエスケイ	製造 修理	H22.9.28	減額(支払歩引き)	24	12,720,493		
22- 7	トステムビバ㈱	製造	H22.10.21	減額(定時割戻し等)	51	51,839,842		

年度-No.	関係人	分野	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
22- 8	ドギーマンハヤシ(株)【措置請求】	製造	H22.11.29	減額(販売協力金等)	12	31,374,686		
22- 9	タキヒヨ一(株)【措置請求】	製造	H23.1.11	減額(歩引)	131	83,956,812		
22- 10	いすゞ自動車中国四国(株)	修理 製造 役務	H23.1.21	減額(レス等)	72	73,221,775		
22- 11	(株)キタムラ	製造	H23.1.27	減額(値引き)	6	17,324,960		
22- 12	旭食品(株)	製造	H23.3.16	不当な経済上の利益の提供要請(PB特別ご協賛等)(注3)			59	41,752,429
22- 13	(株)プレステージ・インターナショナル	役務	H23.3.18	減額(協力会費)	503	236,236,471		
22- 14	(株)マックハウス	製造	H23.3.29	減額(歩引き等) 返品(返品再納品)(注3)	5	57,577,265	3	139,856,353
22- 15	(株)西鉄ストア	製造	H23.3.30	減額(商品割戻し等)	22	53,696,850		
23- 1	センコー(株)【措置請求】	役務	H23.4.20	減額(手数料)	273	43,581,757		
23- 2	生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合	製造	H23.6.29	減額(情報処理料等) 不当な経済上の利益の提供要請(割戻し金)(注3)	101	172,575,395	53	22,800,433
23- 3	(株)ケーヒン【措置請求】	製造	H23.7.26	減額(遡及適用)	69	70,302,042		
23- 4	木下工業(株)	製造	H23.9.27	減額(口銭)	12	32,235,317		
23- 5	郵船ロジスティクス(株)	役務	H23.9.27	減額(値引き)	4	13,120,573		
23- 6	王子運送(株)	役務	H23.9.30	減額(割戻金等)	193	55,264,594		
23- 7	(株)タカキュー	製造	H23.10.14	減額(消化促進値引き) 返品(一時返品特約)(注3)上段 不当な経済上の利益の提供要請(返品送料)(注3)下段	11	4,336,120	14	162,805,789
							10	2,772,000
23- 8	(株)協和	製造	H23.12.7	減額(販促協賛等)	34	20,306,149		
23- 9	(株)サンエス	製造	H23.12.21	減額(本部レポート等) 有償支給原材料等への対価の早期決済(注3)	109	463,323,216	11	2,490,529
23- 10	(株)チヨダ	製造	H24.1.13	減額(歩引, 事務手数料等) 返品(注3)上段 不当な経済上の利益の提供要請(広告協賛金)(注3)下段	20	102,089,137	18	50,462,930
							3	19,360,595
23- 11	(株)高山	製造	H24.1.18	減額(特別条件, センターフィ等)	35	23,090,492		
23- 12	(株)イヤサカ【措置請求】	修理	H24.1.24	減額(値引き)	97	30,018,315		
23- 13	はるやま商事(株)	製造	H24.1.25	減額(オンライン基本料, 超過保管料金等) 返品(注3)	153	59,481,436	63	1,033,321,966
23- 14	(株)たち吉	製造	H24.3.2	受領拒否(注3) 減額(カタログ製作協賛金, 仕入歩引等)	34	76,701,096	26	38,466,752
23- 15	八木兵(株)	製造	H24.3.13	減額(協賛金等)	23	67,847,667		
23- 16	(株)大創産業【措置請求】	製造	H24.3.27	減額(歩引)	178	279,462,435		
23- 17	福岡造船(株)	製造 情報	H24.3.28	減額(割引料)	24	13,460,514		
23- 18	トーハツマリーナ(株)	製造	H24.3.30	減額(遡及適用等)	14	29,286,066		
24- 1	(株)コナカ【措置請求】	製造	H24.4.24	減額(値引き)	10	30,736,907		
24- 2	(株)ブルーベル	製造	H24.4.27	減額(歩引き)	49	54,473,654		
24- 3	(株)マーナ	製造	H24.5.11	減額(事務手数料等)	16	22,887,807		
24- 4	生活協同組合コープさっぽろ	製造	H24.6.22	減額(月次レポート等)	8	28,379,880		
24- 5	アイリスオーヤマ(株)	製造	H24.6.29	減額(手数料等)	36	19,773,581		
24- 6	(株)ジュニア	製造	H24.7.20	減額(歩引)	55	15,008,485		
24- 7	(株)ライトオン	製造	H24.9.7	減額(レポート等) 返品(注3)上段 不当な経済上の利益の提供要請(返品送料)(注3)下段	7	16,213,730	11	123,642,360
							8	2,795,700

年度-No.	関係人	分野	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
24- 8	(株)パレモ	製造	H24.9.20	減額(値引等) 不当な経済上の利益の提供要請(発注 データの入力作業)(注3)	10	23,272,972	11	5,391,750
24- 9	(株)ニッセン	製造	H24.9.21	減額(事務手数料) 返品(注3)上段 不当な経済上の利益の提供要請(返品 送料)(注3)下段	133	14,108,202	102	28,410,799
							75	405,600
24- 10	日本生活協同組合連合会	製造	H24.9.25	減額(エリアバイイング等) 返品(注3)上段 不当な経済上の利益の提供要請(商品 の組合員テスト費用)(注3)下段	449	2,563,317,863	6	4,844,920
							24	2,621,889
24- 11	藤久(株)	製造	H24.11.12	減額(仕入割引等)	78	74,146,867		
24- 12	フジモリ産業(株)	製造	H24.12.14	減額(金利引振込)	15	15,136,963		
24- 13	(株)サンゲツ【措置請求】	製造	H25.2.12	減額(見本帳協力金等) 不当な経済上の利益の提供要請(自社 のショールームに展示するためのインテ リア製品)(注3)	63	557,010,481	38	4,782,722
24- 14	(株)TBK	製造	H25.2.26	減額(遡及適用等)	59	36,412,290		
24- 15	(株)山櫻	製造	H25.2.27	減額(販売協力金)	16	35,070,349		
24- 16	(株)フェリシモ	製造	H25.3.29	受領拒否(注3)			88	86,082,291
25- 1	旭流通システム(株)	役務	H25.4.23	減額(業務改善提案によりコスト削減効 果が生じたとして)	9	24,653,977		
25- 2	(株)日本旅行	役務	H25.4.26	減額(ボリュームインセンティブ等)	18	30,180,173 (注4)		

(注1)違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注2)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載した。

(注4)ユーロによる減額金額(1万4826ユーロ)を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。